

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

VHC ジャパン株式会社

（ふりがな） だいひょうとりしまりやく ゆはら ゆうや

②届出者 氏 名代表取締役 柚原祐哉

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ふいえいちしーじゃぱんかぶしかいしゃ VHC ジャパン株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 9 8 4 - 0 0 1 5 電話 090 (5764) 7073
	みやぎけんせんだいしわかばやしきおろしまち 4-7-8 せんだいすいさんびる 4 かい 412
	宮城県仙台市若林区卸町 4-7-8 仙台水産ビル 4 階 412
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添 手数料表 参照
⑧備 考	届出担当者の職：代表取締役 氏名：柚原祐哉 連絡先：090-5764-7073

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 【※1】	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 【※2】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 【※3】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 0 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税【※4】は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

VHC ジャパン株式会社
事業所の名称及び所在地 〒984-0015宮城県仙台市若林区卸町4-7-8仙台水産ビル4階412

返戻金について

- ・当該求職者の就職後1ヶ月以内に退職した場合成功報酬全額返金致します。
- ・当該求職者の就職後3ヶ月以内に退職した場合成功報酬の半額を返金致します。